

141 教育を受ける権利と義務教育の無償性の意義 — 教科書費国庫負担請求権

最高裁昭和三十三年二月二六日大法院判決
(昭和三十三年(特)第三六一号義務教育費負担請求事件)
(民集一八卷二号三四三頁、判時三六三九頁)

〈事実の概要〉

公立小学校の二年に在学する児童の保護者(原告)は、教科書代金を二年間に八六五円支払っていた。しかし憲法二六条二項が「義務教育は、これを無償とする」と規定していることを知り、教科書代金は国が負担すべきであると考え、同代金の徴収行為の取消しと右金額の原告への支払(返還)を請求する訴えを提起した。

これに対し、東京地裁の判決(昭和三十三年一・二・三行集二二卷一三三二一頁)は、徴収行為の取消しについては却下し、返還支払を求める部分に関して、憲法二六条二項後段は「国に対し、財政負担能力などの関係において、右義務を具体的に実現すべき国政上の任務を規定した」とし、個々の保護者はこの規定により義務教育に伴う出費の補償を国に求める具体的権利を有するものではない」という理由で、請求を棄却した。その

こで原告は、さらに二年間に必要とした教科書代金の八六五円の償還および義務教育終了までに予想される教科書代金五八三六円の徴収行為の不作為を併せ求めて東京高裁に控訴した。しかし東京高裁の判決(昭和三十三年一・二・三行集二二卷一三三二一頁)は、憲法二六条二項後段については、憲法が直接「無償」を予定しているのは授業料不徴収の意味であって、その他の費用は立法にまわって定めるべきもの、という趣旨の理由で、控訴を棄却した。それで原告は上告したが、最高裁は、次のような判旨により、全員一致の意見で、上告を棄却した。

〈判旨〉

憲法二六条二項後段の意義は、「国が義務教育を提供するにつき有償としないこと、換言すれば、子女の保護者に対しその子女に普通教育を受けさせるにつき、その対価を徴収しないことを定めたものであり、教育提供に対する対価とは

授業料を意味するものと認められるから、同条項の無償とは授業料不徴収の意味と解するのが相当である。そして、かく解することは、従来一般に国または公共団体の設置にかかる学校における義務教育には月謝を無料として来た沿革にも合致するものである。また、教育基本法四二条二項および学校教育法六条但書において、義務教育については授業料はこれを徴収しない旨規定している所以も、右の憲法の趣旨を確認したものであると解することができる。それ故、憲法の義務教育は無償とするとの規定は、授業料のほか、教科書、学用品その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならぬことを定めたものと解することはできない。

〈解説〉

本件は、いわゆる教科書無償法が昭和三八年に制定され、義務教育用教科書が無償配付されるようになった以前に提起された事件である。そして本件は、三審とも原告敗訴に終わったが、この判決は、憲法二六条二項後段について、最高裁の最終的かつ唯一の解釈を示したものであった。

一 義務教育無償規定の裁判規範性

憲法二六条二項後段は、生存権(二五条)、労働権(二七条)等とともに、国に特定の積極的な行為を義務づける、いわゆる社会権あるいは生存権的基本権としての性格の強い権利であるといわれる。このような権利の法的性格については、とくに生存

権的基本権がプログラム規定であるか否か、をめぐって活発に論争されている(中村睦男「生存権」法時四九卷七号など参照)。判例としては、通称「食糧法違反事件」の最高裁大法院判決(昭和三十三年一・二・三行集二二卷一〇号二三五頁)が、具体的請求権としての性格を否認している。この先例にしたがえば、本件の請求も、その理由(プログラム規定説)によって排斥することはできたとはいえない。にもかかわらず、この判決は、憲法二六条二項後段の義務教育無償規定には授業料の無償を当然の具体的権利として容認し、教基法四二条等はこれを「確認したもの」という判断をしている。もしプログラム規定説の論理を貫徹するならば、授業料として立法措置によれば徴収も可能ということにならざるをえないのに、そうなることは明確に否定した判決である。この点でも注目され、この判決は「先例判決を授業料無償に關しては変更したこともない」(兼子仁「教育裁判判例集」(東京大学出版会)「解説」二八六頁)とみられ、また「本判決は、憲法二六条二項後段について、授業料不徴収という範囲内で直接裁判規範としての効力を認め」た(中村睦男「教育を受ける権利と義務教育の無償」教育判例百選(第二版)二九頁)とも評釈されている。なお義務教育無償規定を具体的請求権として性格づける論理構成をする学説も、有力に主張されている(大須賀明・生存権論(日本評論社)一八二頁)。

二 義務教育無償の範囲

学説は、次の四つに分類できる。

(1) 無償範囲法定説 憲法二六条二項後段の規定は、国が国民に就学を強制する反面において国民の教育に要する費用を可能な限り無償とすべきことを国の責務として憲法に宣言した規定であるが、無償の範囲は、ときの国の財政事情に応じ、法律によって具体化されることになる、という考え方である。

この見解によれば、授業料の無償も、教基法四二条等の規定によって、はじめて実現された、ということになる。つまり、授業料を無償とするか否か、も法律によって定めうる、ということとなる。しかし、このような考え方は、憲法が「義務教育は、これを無償とする」と断定的に規定している点からしても疑問視され、事実上、支持する学説は少ない。

(2) 授業料無償説 義務教育に要する費用で無償とされる範囲は、授業料だけに限られる、とする考え方である(奥平康弘「教育を受ける権利」芦部信喜編・憲法三人権(有斐閣)三七六頁以下)。

この学説の根拠は、一つは、義務教育無償規定が「戦前においてさえも国公立の義務教育学校の授業料は不徴収の建前をとってきた……この事情を背景としている」(奥平康弘「義務教育の無償」杉原泰雄「奥平康弘・憲法演習教室(有斐閣)一三三頁)という考え方と、一つは、この判決の理由にもいわれているような、すなわち「憲法が……保護者に子女を就学せしむべき義務を課しているのは……親の本来的に子女を教育すべき責務を完了せしめんとする趣旨に出たものでもあ

るから、義務教育に要する一切の費用は、当然に国がこれを負担しなければならぬものとはいえない」という考え方を根拠とする。しかし、国が就学を義務として強制したために授業料を不徴収とした戦前と、教育を受けることを国民の権利とし、その実現のために義務教育を無償とした戦後とは、次元が異なる。また保護者(国民)に子女の教育の責務が課せられているからといって、だから保護者に経済的負担を伴うのは当然である」と結びつけて考えるのは、いかにも家族制度的な特殊日本の発想である。その間を峻別して考えないと、子女自体の国民としての「教育を受ける権利」の「生来的権利」性——教科書裁判の杉本判決や最高裁学判判決によっても認められている——と、その請求権的権利性さえ無視する論理となる。なお、この学説が、授業料以外の無償の範囲をすべて立法政策にゆだねている、と解する点も問題とされる。

(3) 授業料不徴収プラス・アルファ説

この学説は、授業料の不徴収にとどまらず、教科書費等のすべての諸経費を国や地方公共団体の財政負担能力の許す限りにおいて無償とすべき努力を政治的義務として憲法は命じている、という考え方である(宮沢俊義・芦部信喜・コンメンタール全訂日本憲法(日本評論社)二七七頁ほか)。本件の判決も、この説に拠っているものとみられる。そして現在、いわゆる教科書無償法により、教科書は無償給付されている。その実情の影響からか、

この学説が多数を占めているとみられる。ただし、この学説にも、右の(2)説に対するのと同じ論理の批判や問題の指摘がなされよう。

(4) 修学費無償説

無償の範囲は、義務教育の授業料、教科書代その他修学までに必要な一切の金品とすべきである、という考え方である(永井憲一「憲法と教育基本権(新版)(勤草書房)八四頁以下。憲法二六条の「教育を受ける権利」のもつ生存権的基本権としての側面を積極的に評価し、今日の権利としての「義務教育」制度の本質的性格から考えれば、この学説が肯定されよう。もとより、教育を受ける権利は、教育を受けることにより、各人が将来の労働や生活の基礎的な技術や知識を習得し、自立して生きていくための、権利なのであるから、単に就学するのに必要な授業料の不徴収にとどまらず、修学までに必要な一切の教育費が無償とされることによつて、その権利が権利として保障されることになるものと考えられる。

このような考え方に對して、授業料無償説の論者からは「子供の代理人として、また親自身の市民的な自由の確保のために、国家の「教育」の仕方について発言し対抗する権利がある」(奥平康弘・ヒラヒラ文化批判(有斐閣)一三三頁)、「(そう)考えられるかぎりには、教育に要する費用のなにがしかを、親自身の負担とすることはそう不合理なことではない」(同上・前掲憲法三三七八頁)という反論がある。しかし親の教育への発言の権利

三 国際的動向

今日、憲法により国民の一人ひとりに「教育を受ける権利」が保障されているが、現実には、学用品・教材費などの教育費の家庭負担は、その保障がなかった戦前よりも、はるかに多額になっている。すでに外国では、学用品費などの教育費が無償となっている国が多い。そして、一九九四年に批准した「子どもの権利条約」は、子どもを人権主体として位置づけて、その初等教育の無償の実現を締約国に義務づけている(二八条)。その趣旨を実現しようとするのであれば、右の(4)修学費無償説を採らざるをえなくなる、と筆者は思う。

〈参考文献〉

- 平原春好「義務教育費における公費と私費」國民教育二六号
- 堀尾輝久「教育を受ける権利と義務教育」現代教育の思想と構造(岩波書店)
- 中村睦男・永井憲一・生存権・教育権 法律文化社
- 永井憲一「義務教育の無償性をめぐる論議」法時五九卷一四号

永井憲一 (ながいけんいち) 法政大学 教授

142 教育を受ける権利と教育権

旭川学テ事件

最高裁判昭和五一年五月二二日大法廷判決
(昭和四三年(刑)第一六一四号建造物侵入、暴力行為等
処罰に関する法律違反被告事件)
(刑集三〇巻五号六一五頁、判時八一四号三三頁)

〈事実の概要〉

本件は、昭和三二年度から一〇年間、文部省の指示に基づいて行われた全国学力テスト(学テ)に対する反対運動の一環をなすものである。被告人四名は、昭和三六年一〇月二六日に旭川市立永山中学校で実施された全国中学校一斉学力調査に対し、実力阻止行動に赴き、建造物侵入罪、共同暴行罪および公務執行妨害罪で起訴された。第一審判決および第二審判決(旭川地判昭和四一・五・二五判時四五三号一六頁、札幌高判昭和四三・六・二六判時五二四号二四頁)は、本件学テ実施には甚だ重大な違法があり、よって公務執行妨害罪は成立しないとされた(他罪との関係では有罪とした)。

これに対し、最高裁は、学テは適法であると判断するとともに、本稿の標題に關する一般論につき、以下のように述べた。

〈判旨〉

(一) 「わが国の法制上子どもの教育の内容を決定する権能が誰に帰属するに依るかに依ることは、二つの極端に對立する見解があるが、それらは一いずれも全面的に採用することはできない。」
(二) 「憲法二六条の」規定の背後には、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、みづから学習することのできない子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に對して要求する権利を有するとの觀念が存在していると考えられる。しかし、このことから、教育内容決定権の帰属をめぐむる問題についての一定の結論は、当然には導き出されない。

(三) 「憲法の保障する学問の自由は、

単に学問研究の自由ばかりでなく、その結果を教授する自由をも含むと解されるし、更にまた、……普通教育の場合においても、例えば教師が公権力によって特定の意見のみを教授することを強制されないという意味において、また、子どもの教育が教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じ、その個性に応じて行われなければならないという本質的要請に照らし、教授の具体的内容及び方法につきある程度自由な裁量が認められなければならないという意味においては、一定の範囲における教授の自由が保障されるべきことを肯定できないではない。しかし、……普通教育においては、児童生徒に……(教授内容を批判する)能力がなく、教師が児童生徒に對して強い影響力、支配力を有することを考え、また、……子どもの側に学校や教師を選択する余地が乏しく、教育の機会均等をはかる上から全国的に一定の水準を確保すべき強い要請があること等に思いをいたすときは、普通教育における教師に完全な教授の自由を認めることは、とうてい許されない。」

由を有すると認められるが、……(それは)主として家庭教育等学校外における教育や学校選択の自由にあられるものと考えられるし、また、私学教育における自由や前述した教師の教授の自由も、それぞれ限られた一定の範囲においてこれを肯定するのが相当である。」
(3) 「それ以外の領域においては……国は、国政の一部として広く適切な教育政策を樹立、実施すべく、また、しうる者として、憲法上は、あるいは子ども自身の利益の擁護のため、あるいは子どもの成長に對する社会公共の利益と関心にこたえるため、必要かつ相当と認められる範囲において、教育内容についてもこれを決定する権能を有する。」
(4) 「もとより、……教育に……政治的影響が深く入り込む危険があることを考えるときは、教育内容に對する……国家的介入についてはできるだけ抑制的であることが要請されるし、……子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な觀念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法二六条、一三条の規定上からも許されない。」

〈解説〉

一 教育内容決定権(教育権)の所在をめぐっては、従来から、「国家の教育権」説と「国民の教育権」説とが対立してきた。前説によれば、国家(政府)は、主権

者たる国民の政治的信託に基づき、教育内容を定める大幅な権限をもつ、とされるが、後説によると、教育権は、親もしくは教師を中心とする国民の側にあり、国家が教育内容に介入することは原則的に許されない、と論じられる(判旨(一)にいわゆる「二つの極端に對立する見解」とは、この両説を指しており、それぞれ、検察(文部省)側および弁護人側によって主張されていた。本判決以前の裁判例としては、教科書検定訴訟(本書194事件解説参照)に関する東京地裁昭和四五年七月一七日判決(行集二二巻七号別冊)(杉本判決)および東京地裁昭和四九年七月一六日判決(判時七五一号四七頁)(高津判決)が、それぞれ「国民の教育権」説および「国家の教育権」説の立場を表明していた。また、学説上は、「国民の教育権」説の方が、より優勢であったといえる。

本判決は、形の上では折衷的見解をとっており、右の両説の各要素を備え合わせたものとなっている。そのため、判決の説の立場に立つ学者の間でも、概して、判決を自説にかなり好意的なものとして評価する立場(兼子仁など)と、判決の本質は「国家の教育権」説であるとして厳しく批判する立場(有倉達吉など)とに意見が分かれた(なお、文部省側は、判決をもって「国家の教育権」を承認したものと捉えた)。

このように、形の上では折衷的見解をとっており、右の両説の各要素を備え合わせたものとなっている。そのため、判決の説の立場に立つ学者の間でも、概して、判決を自説にかなり好意的なものとして評価する立場(兼子仁など)と、判決の本質は「国家の教育権」説であるとして厳しく批判する立場(有倉達吉など)とに意見が分かれた(なお、文部省側は、判決をもって「国家の教育権」を承認したものと捉えた)。

というアプローチを採ったこと(判旨四参照)であるが、それに基本的に従う見解は、最近の憲法学界では有力になった(奥平康弘、佐藤幸治、中村睦男など)。学説上、「国民の教育権」か「国家の教育権」かという二者択一の問題設定の仕方に対し、疑問が示されたりすることがあるのも、この点に關わっている。

○条の解釈論としても、判決は、判旨(3)を受けた形で、「許容される目的のために必要かつ合理的と認められる行政権力の介入」は、たとえ教育の内容及び方法に關するものであっても、必ずしも同条の禁止するところではない、と公示していた。

〈参考文献〉

平原春好「教育権と教育を受ける権利」本百選II(第一版、兼子仁「教育を受ける権利と教育権」教育判例百選(第三版、森田明「国による教育内容統制の限界と教育権」憲法の基本判例、吉田善明「教育権」大須賀明ほか編「憲法判例の研究」およびそれらの中で引用された文献のほか、内野正幸「教育の権利と自由」有斐閣、一九九四(二二頁以下)

うちのまふゆき 筑波大学 教授 内野正幸

143 学習指導要領の拘束力と教育の自由——伝習館高校事件

最高裁判平成二年一月一八日第一小法廷判決
(昭和五九年(行ツ)第四六号行政処分取消請求事件)
(民集四四卷一頁、判時一三三七号三頁)

の内容及び方法につき高等学校の教師に認められるべき裁量を前提としてもなお、明らかにその範囲を逸脱して、日常の教育のあり方を律する学校教育法の規定や学習指導要領の定め等に明白に違反するものである。

ところで、別件判決が指摘する一九七六年の大法廷判決、いわゆる「学力テスト事件」判決(本書II四事件)は、「国家の教育権説」(国会・教育行政機関が教育内容決定権を有す)と「国民の教育権説」(教育内容決定権は親を中心とする国民・教師もつ)の双方ともに採用することはできないという基本的立場から、憲法上国にも「必要かつ相当と認められる範囲」で、教育内容の決定権があると述べている。そして、国が指導要領の中で普通教育の基準を設定する場合には、「目的のために必要かつ合理的と認められる大綱的なそれにとどめられるべき」であるとして、当時の中学校指導要領を「全体としてみた場合、教育政策上の当否はともかくとして、少なくとも法的見地からは、上記目的のために必要かつ合理的な基準の設定としては認認することができ」として、学テ判決は指導要領が「法的拘束力」であるとか、また、「法的拘束力」を有するとかについては一切明らかにしていない(この点、指導要領の法的性質については、近時下級審判決の中でも、「法規としての効力をもつ」、「法的効力を有する」と述べるとともに、「法的拘束力」の有無に関しては触れないのが一般的傾向である(大阪地判平成八・三・二二判タ九〇四号一〇頁、大阪地判平成八・三・二九判七〇一八二号五五頁)。しかし他方で、明示的には指導要領に「法的拘束力」があるとは明示していないが、上記諸判決と必ずしも同様の立場を採っていない判決も出ている(東京地判平成六・一〇・二五判タ八九一八六頁)。そのため、同判決の受けとめ方について、多様な解釈が生じたのである。いづれにしても、学テ判決は、指導要領には、法的拘束力をもって、地方公共団

〈解 説〉

本件は、教師の日常的な教育活動を対象とした懲戒処分の違法性が初めて裁判で争われたケースであり、最高裁が、その違法性の判断にあたって、学習指導要領の法的性質、ひいては「教師の教育の自由」について、どのような考え方を示すか、教育界はもとより、広く社会的にも注目を集めた事件であった。以下、最初に、本件処分と深いかわりをもつ指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次に、教師の教育の自由と国家の教育内容に対する介入の許容範囲・限界の問題について、考察してみよう。

〈判 旨〉

原判決破棄、第一審判決取消し。
国には、「教育の一定水準を維持しつつ、高等学校教育の目的達成に資するために、高等学校教育の内容及び方法について遵守すべき基準を定立する必要がある」として、特法に規定によつてそのような基準が定立されている事柄については、教育の具体的内容及び方法につき高等学校の教師に認められるべき裁量にもおのずから制約が存するのである。

「懲戒事由に該当するX₂、X₃の前記各行為は、高等学校における日常の教育活動の中で重要な部分を占める通常の教育活動の授業、検査ないし生徒の成績評価に關して行われたものであるところ、教育の具体

に、教師の「教授の自由」を「一定範囲」(ある程度自由な裁量)において、保障されるべきことを認めている。しかし、普通教育においては、①児童生徒に教授内容を批判する能力がなく、教師が強い影響力・支配力を有すること、②子どもは、③教育の機会均等を図るうえから、全国的に一定水準を確保すべき強い要請があることを根拠に、教師に「完全な教授の自由」を認めることはできないとしていのである。

の解釈の趣旨を後退させ、普通教育の内容・方法に対する国と教師の権能の関係については「妥当な調整ははかられるべき」であるという立場から、「教師の教授の自由が制限されることはやむをえない」として、国が「学校及び教師においてその教育の内容及び方法が政治的に中立であるよう規制することができ」と述べ、結果として、教師の教育の自由をより制限的にとらえている。

体・教師を制約・強制することには適切でない部分があり、また、教師による創造的・弾力的な教育の余地や地方毎の特殊性を反映した個別化の余地が十分に残されていると述べ、国の教育内容決定権に一定の限界を設けていた点を看過してはならない。こうした点を意識して判断を示したのが、本件一審判決であった。

であるとも認めたにすぎないといえるし、また、他面において、法規である指導要領によつて定立される基準事項については、教師の教育的裁量権に制約が及ぶことを当然視してよいであろう。

に、教師の「教授の自由」を「一定範囲」(ある程度自由な裁量)において、保障されるべきことを認めている。しかし、普通教育においては、①児童生徒に教授内容を批判する能力がなく、教師が強い影響力・支配力を有すること、②子どもは、③教育の機会均等を図るうえから、全国的に一定水準を確保すべき強い要請があることを根拠に、教師に「完全な教授の自由」を認めることはできないとしていのである。

本件判決についていえば、最高裁は、学テ判決で、教師に「一定の範囲における教授の自由が保障されるべき」であると判示したのであるから、本件で争点となつた指導要領の法的拘束力との関係において、教師の教育の自由がどのような範囲・程度で認められるかについては、踏み込んだ判断が示されるべきであったといえよう。にもかかわらず、この点に関する説明はとくになく、「法規」による基準の定立事項については、教師の教育裁量にも制約が及ぶのは当然であるとして、学テ判決も認める教師がもつ一定の教育的裁量権さえも検討の対象にしていないのは、大いに疑問が残る。

同判決は、指導要領の法的性格を確定する場合の解釈として、①すべての条項が法的規範のないもの(指導助言文書、②すべての条項が法的規範を有するもの(法的拘束力ある規定)、③法的拘束力のある条項と指導助言文書たる条項とに分けるものという三通りを挙げ、そのうち③の解釈を正当としている。そして、指導要領の中では、学校制度に關連する教育課程の規則条項(各教科、科目およびその単位数、授業時数、単位修得の認定など)は法的拘束力を有するが、社会科学等の各科目の「目標」・「内容」に關する規定は訓示規定であるとみなした。これに対し、原判決は、①高校指導要領が「法規としての性質を有するもの」であること、②同指導要領は高校教育の教育の内容・方法に關するものであり、法的拘束力を有すること、③指導要領の適用にあたっては、当該項目および關連項目の趣旨に明白に違反するか否かで判断すべきであり、この明白性の判定の際には、教師の自主性の尊重や高校教育における過度の画一性の回避などを考慮すべきであると判示している。以上のことと裁判例に關する検討からみると、本件判決は、一面においては、学テ判決を何ら特段の理由を示すことなく引用する別件判決の結論部分にしたがって、指導要領を安易に「法規」

最高裁学テ判決は、憲法二三条に基づき、大学教育のみならず普通教育の場において、①教師が公権力によつて特定の意見のみの教授を強制されるべきではないこと、②教育は教師と子どもの直接の人格的接触を通じ、子どもの個性に応じて行われなければならないことを理由

この点、本件一審判決は、学テ判決が示した基本的な判断の枠組みに従いながらも、国家の教育介入権に対する制約をより厳しく解釈(ただし、教師の「教授の自由」は憲法二三条からではなく、教育の本質に基づく「教育条理」として認めている)。これに対し、原判決は、国の教育内容決定権を抑制的・制約的にとらえようとする一審

の双方ともに採用することはできないという基本的立場から、憲法上国にも「必要かつ相当と認められる範囲」で、教育内容の決定権があると述べている。そして、国が指導要領の中で普通教育の基準を設定する場合には、「目的のために必要かつ合理的と認められる大綱的なそれにとどめられるべき」であるとして、当時の中学校指導要領を「全体としてみた場合、教育政策上の当否はともかくとして、少なくとも法的見地からは、上記目的のために必要かつ合理的な基準の設定としては認認することができ」として、学テ判決は指導要領が「法的拘束力」であるとか、また、「法的拘束力」を有するとかについては一切明らかにしていない(この点、指導要領の法的性質については、近時下級審判決の中でも、「法規としての効力をもつ」、「法的効力を有する」と述べるとともに、「法的拘束力」の有無に関しては触れないのが一般的傾向である(大阪地判平成八・三・二二判タ九〇四号一〇頁、大阪地判平成八・三・二九判七〇一八二号五五頁)。しかし他方で、明示的には指導要領に「法的拘束力」があるとは明示していないが、上記諸判決と必ずしも同様の立場を採っていない判決も出ている(東京地判平成六・一〇・二五判タ八九一八六頁)。そのため、同判決の受けとめ方について、多様な解釈が生じたのである。いづれにしても、学テ判決は、指導要領には、法的拘束力をもって、地方公共団

〈参考文献〉

- 兼子仁「最高裁学テ判決の読みとり方」季刊教育法二二号七四頁以下
- 永井憲一「学習指導要領の法的拘束性」季刊教育法八〇号二頁以下
- 神田修「学習指導要領の法的拘束の有無」教育判例百選(第三版)七〇頁以下
- 市川須美子「学習指導要領の法的拘束力をめぐる学説」法時六二巻四号二頁以下
- 船木正文「最高裁学テ判決と伝習館高校事件判決」法時六二巻四号一八頁以下

野上修市 (明治大学 教授)